

( 公 印 省 略 )

分医発第3554号  
令和8年1月19日

各郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会  
常任理事 吉 賀 攝

休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧のニーズ把握に  
係るアンケートについて

今般、厚労省より日本医師会宛に標記事務連絡が発出された旨、日医担当理事から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 1664 号(情シ)(地域)  
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
常任理事 細川 秀一  
(公印省略)

休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧の  
ニーズ把握に係るアンケートについて (協力依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムでは、マイナ保険証を用いた本人確認により、医療機関や薬局で患者のレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる医療情報閲覧機能に加え、患者の生命、身体の保護のために必要な場合、マイナ保険証による本人確認を行うことによって、患者の同意取得が困難な場合においても、電子カルテ経由でレセプト情報に基づく診療情報等が閲覧できる『救急時医療情報閲覧』の仕組みがあります。

この度、現在病院のみが導入可能となっている救急時医療情報閲覧の対象施設拡大の検討にあたり、休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧に関するニーズ把握のために、厚生労働省がアンケートを実施するとのことで、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

**【アンケート項目】**

- ・回答者の基本情報
- ・休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧の有用性

**【対象者】**

休日夜間応急診療所で診療を行っている医師

**【アンケート実施期間】**

令和 8 年 2 月 6 日 (金) まで

※本アンケートについては、1 月 13 日 (火) に医療機関等向け総合ポータルサイト経由でも各休日夜間応急診療所にメール送付されています。

**【アンケートフォーム】**

下記サイトよりご回答ください。

<https://krs.bz/eysc/m?f=12>

**【問い合わせ先】**

休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧のニーズ把握に係るアンケート調査ヘルプデスク

(連絡先：0120-513-948 (平日 9 時 00 分～17 時 00 分))

**【別添資料】**

- ・事務連絡：(周知依頼) 休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧のニーズ把握に係るアンケートについて
- ・アンケート内容

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 13 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療情報担当参事官室

(周知依頼) 休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧の  
ニーズ把握に係るアンケートについて

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オンライン資格確認等システムでは、マイナ保険証を用いた本人確認により、医療機関や薬局で患者のレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる医療情報閲覧機能があり、診察・調剤時の他院受診歴・処方歴の確認等にご活用いただいています。医療情報閲覧には本人の同意取得が必要となりますが、患者の生命、身体の保護のために必要な場合、マイナ保険証による本人確認を行うことによって、患者の同意取得が困難な場合においても、電子カルテ経由でレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる『救急時医療情報閲覧』の仕組みがあります。

現在、救急時医療情報閲覧は病院を対象とした機能ですが、対象施設拡大の検討にあたり、休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧に関するニーズについて、休日夜間応急診療所で働かれている皆様のご意見を伺いたく、標記調査を実施することにいたしました。

貴会におかれては、都道府県医師会等に対して本アンケート実施について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. アンケート項目
  - ・回答者の基本情報
  - ・休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧の有用性
2. 対象者  
休日夜間診療所で診察を行っている医師
3. アンケート実施期間  
令和8年2月6日（金）まで
4. アンケートフォーム  
<https://krs.bz/eysc/m?f=12>

## 5. 問い合わせ先

休日夜間応急診療所における救急時医療情報閲覧のニーズ把握に係るアンケート調査ヘルプデスク（連絡先：0120-513-948（平日 9時00分～17時00分））

## 6. その他

- 本アンケートは医療機関等向け総合ポータルサイト経由でも各休日夜間応急診療所にメール送付しています。
- アンケートにご回答いただいた内容は、医療機関名や個人が特定されないかたちで集計・分析を行い、厚生労働省における政策決定に利用いたします。

以上

## アンケート内容

### 〈事前確認〉

本アンケートは休日夜間応急診療所で勤務する医師の方を対象としています。ご自身は休日夜間応急診療所で勤務する医師に該当しますか。(必須)

はい  いいえ (※以降の設問は表示されません)

1-問 1 ご自身が勤務している休日夜間応急診療所がある都道府県を教えてください。複数施設ご担当されている場合は、一定期間の勤務日数が最も多い診療所を基準にご回答ください。(必須)

※プルダウン式 01.北海道～ 47.沖縄県

1-問 2 ご自身が勤務している休日夜間応急診療所名を教えてください。(任意・自由記述)

1-問 3 ご自身が休日夜間応急診療所で診療される1日あたりのおおよその患者人数を教えてください。(必須)

- ～1人
- 1～3人
- 3～5人
- 5～10人
- 10～30人
- 30～50人
- わからない

1-問 4 ご自身が勤務している休日夜間応急診療所でオンライン資格確認等システムから取得できる医療情報閲覧は利用されていますか。(必須)

- 利用している
- 利用していない
- わからない

1-問 5 ご自身が休日夜間応急診療所で診療された患者のうち、意識障害等で患者本人からの同意取得が困難な場合はどのぐらいの割合を占めますか。(必須)

- ほぼすべて (91～100%)
- 多い (61～90%)
- 半数程度 (31～60%)
- 時々いる (11～30%)
- ほとんどいない (0～10%)

わからない

1-問 6 患者本人から医療情報閲覧の同意を得ることが困難な場合でも、医療情報閲覧が必要と感じるケースはどの程度ありますか。ご自身の体感で構いませんのでご回答ください。(必須)

- ほぼすべて (91~100%)  
 多い (61~90%)  
 半数程度 (31~60%)  
 時々いる (11~30%)  
 ほとんどいない (0~10%)  
 わからない

1-問 7 ご自身が勤務している休日夜間応急診療所では、電子カルテシステムを導入していますか。(必須)

はい  いいえ  わからない

【1-問 7 で“はい”と回答した方への質問です】

1-問 8 (問 7 で“はい”と回答した場合) 電子カルテシステムのアクセス制限に関して、二要素認証\*1 は導入されていますか。(任意)

はい  いいえ  わからない

\*1 二要素認証：

異なる 2 種類の認証要素を組み合わせて本人確認を行うセキュリティ手法です。例えば、ログインする際に、<ID とパスワード> に加えて<指紋や顔認証等の生体認証>または<IC カード等の物理的な認証>を併用し、2 種類の要素で本人確認を行う仕組みを意味します。

【1-問 7 で“いいえ”と回答した方への質問です】

1-問 9 (問 7 で“いいえ”と回答した場合) ご自身が勤務されている休日夜間応急診療所において、今後、電子カルテシステムを導入する予定はありますか。(任意)

はい  いいえ  わからない

2-問 1 ご自身が勤務している休日夜間応急診療所において導入を希望しますか。医師個人としての希望をご回答ください。なお、導入には下記の諸条件を満たす必要があります。(必須)

希望する  希望したいが導入にハードルを感じる  希望しない  わからない

導入に係る諸条件：

・現在、救急時医療情報閲覧の導入には、電子カルテシステムを導入していることや電子カルテシ

システムへのアクセスにおける二要素認証が必須です（尚、令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後、新規導入又は更新する際には、二要素認証を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行う必要があります）。

・新しく救急時医療情報閲覧を導入するためには、システム改修費用がかかりますが、その費用は電子カルテシステムやシステム契約条件等によって異なります。詳細につきましては、「救急時医療情報閲覧機能導入に向けた準備作業の手引き」([001267149.pdf](#))をご参照ください。

【2-問1で“希望する”もしくは“希望したいが導入にハードルを感じる”と回答した方への質問です】

2-問 1-1 （問1で希望するもしくは希望したいが導入にハードルを感じる場合）救急時医療情報閲覧には、以下の機能が含まれます。どのような機能にメリットを感じますか。（必須・複数選択可）

- 同意の取得が困難な場合でも医療情報を閲覧できる
- 救急用サマリー\*2が閲覧できる
- 具体的にはわからない
- その他（自由記述）

\*2 救急用サマリー：

救急時医療情報閲覧機能では、現行のオンライン資格確認等システムで通常表示可能な診療／薬剤情報に加え、患者の基本情報・医療情報等が集約されたサマリー情報（PDF）が閲覧可能です。表示項目としては、患者の基本情報と受診歴、電子処方箋情報、薬剤情報、手術情報、診療情報、透析情報、および特定健診情報が含まれます。（参考：[001243478.pdf](#)（P.3））

【2-問1で“希望したいが導入にハードルを感じる”と回答した方への質問です】

2-問 1-2 （問1で希望したいが導入にハードルを感じる場合）救急時医療情報閲覧の導入についてハードルと感じる点を教えてください。（必須・複数選択可）

- 各種施設における導入するための施設内における各部署との調整などの人的コスト
- 電子カルテシステムを導入するためにかかる費用等の金銭コスト
- 電子カルテシステムに二要素認証を導入するためにかかる費用等の金銭コスト
- 救急時医療情報閲覧を導入するためにかかるシステム改修費等の金銭コスト
- その他（自由記述）

【2-問1で“希望しない”と回答した方への質問です】

2-問 1-3 （問1で希望しないと回答した場合）導入を希望しない理由を教えてください。（必須・複数選択可）

- そもそも医療情報を閲覧する必要性を感じない

同意取得困難な患者・ケースがない

その他（自由記述）

以上